

令和 7 年 2 月

香川県広域水道企業団議会定例会会議録

香川県広域水道企業団議会

令和 7 年 2 月

香川県広域水道企業団議会定例会会議録

●香川県広域水道企業団告示第 1 号

令和 7 年 2 月 6 日午前 10 時香川県広域水道企業団議会定例会を高松市番町四丁目香川県庁本館 21 階特別会議室に招集する。

令和 7 年 1 月 30 日

香川県広域水道企業団企業長 池 田 豊 人

令和 7 年 2 月 6 日 (木曜日) 午前 10 時開会

出席議員 22 名

大山	一郎	君	鏡原	慎一郎	君
米田	晴彦	君	松本	公継	君
氏家	孝志	君	北谷	悌邦	君
杉本	勝利	君	大西	智	君
春田	敬司	君	内田	俊英	君
東原	章	君	竹森	千津	君
豊浦	孝幸	君	松原	壯典	君
渡邊	堅次	君	福本	耕太	君
安井	信之	君	富田	修司	君
河野	雅廣	君	渡辺	信枝	君
兼若	幸一	君	鈴木	崇容	君

欠席議員 5 名

十河	直	君	橋本	浩之	君
山本	直久	君	丸戸	研二	君
井上	弘治	君			

地方自治法第 292 条において準用する同法第 121 条第 1 項による出席者

企 業 長	池田 豊人	君	企 画 調 整 課 長	木 内 浩之	君
副 企 業 長	大 西 秀人	君	財 务 課 長	石 原 芳 浩	君
副 企 業 長	谷 川 俊 博	君	財 产 契 約 課 長	香 川 泰 弘	君
副 企 業 長	高 木 孝 征	君	計 画 課 長	渡 邊 香 一 郎	君
代 表 監 査 委 員	石 垣 佳 邦	君	危 機 ・ 技 術 管 理 室 長	多 田 康 宏	君
事 務 局 長	植 松 和 弘	君	淨 水 課 長	穴 吹 泰 輔	君
事 務 局 次 長	天 雲 勝 久	君	工 务 課 長	中 村 政 幸	君
			水 質 管 理 課 長	塙 田 博 文	君

議 事 日 程

令和7年2月6日（木）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定の件
- 第 3 議席の指定
- 第 4 議案 第1号 令和6年度香川県広域水道企業団水道事業会計補正予算議案
- 第 5 議案 第2号 令和6年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算議案
- 第 6 議案 第3号 令和7年度香川県広域水道企業団水道事業会計予算議案
- 第 7 議案 第4号 令和7年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計予算議案
- 第 8 議案 第5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例議案
- 第 9 議案 第6号 香川県広域水道企業団特別職の職員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第 10 議案 第7号 香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 11 議案 第8号 香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例及び香川県広域水道企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 12 議案第1号から議案第8号までに関する質疑
- 第 13 企業団の一般事務に関する質問
- 第 14 発議案 第1号 香川県広域水道企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例議案

令和7年2月6日（木曜日）午前10時各議員着席

○議長（大山一郎君）御起立願います。

御一礼願います。

（互礼）

○議長（大山一郎君）御着席ください。

開会に先立ちまして、企業長から、今期議会招集の御挨拶があります。

池田企業長。

(企業長池田豊人君登壇)

○企業長（池田豊人君） 皆様方には、令和7年2月香川県広域水道企業団議会定例会を招集いたしましたところ、御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今議会には、予算議案4議案、予算外議案4議案を提案させていただくこととしておりましたが、御説明に先立ちまして、水道施設の耐震化について、御報告をいたします。

企業団では、今年度、令和9年度までの施設整備計画の見直しを行っており、昨年10月の企業団議会において、見直しの方向性として、昨年1月に発生した能登半島地震の教訓も踏まえ、基幹管路の耐震化をできるだけ進める方向で検討を行っている旨、御報告したところでございます。

こうした中、昨年11月に国から公表されました「上下水道施設の耐震化状況の緊急点検結果」において、防災拠点施設や避難所など重要給水施設に接続する上下水道管等の耐震化が、全国的に遅れている実態が明らかとなり、昨年末の国の総合経済対策では、新たな支援制度が設けられるなど、今後、重点的に対策を進めていく方針が示されたところでございます。

こうした動きを受けまして、現在、企業団では、基幹管路だけでなく、重要給水施設に接続する管路についても、耐震化の促進を図るべく、施設整備計画の再度の見直しを行っているところであり、見直し後の計画については、あらためて御説明させていただきたいと考えております。

さて、今議会に提案いたします議案でございますが、まず、予算議案につきましては、第1号議案は水道事業会計の、第2号議案は工業用水道事業会計の、それぞれ令和6年度補正予算議案、また、第3号議案、第4号議案は、それぞれ、両会計の令和7年度当初予算議案でございます。

水道事業会計につきましては、人口減少に伴う給水収益の減少や、物件費や人件費の上昇などの影響により、令和6年度補正予算、令和7年度当初予算とともに、収益的収支が赤字となる見込みであり、特に、令和7年度当初予算につきましては、当初予算としては、企業団創設以来、初めての赤字となるなど、これまで以上に厳しい状況となる見込みとなっております。

他方、こうした状況の中でも、水道施設の耐震化については、これまで以上に取組みを進める必要があることから、令和6年度補正予算では、国の総合経済対策を可能な限り活用して、対策を進めることとしております。

次に、予算外議案につきましては、刑法の一部改正により、懲役及び禁錮が廃止され、これ

らに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、関係条例の規定を改める「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例議案」など、条例議案が4議案でございます。

議案などの内容につきましては、後ほど、高木副企業長より御説明いたしますので、議員の皆様方には、御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げまして、招集の御挨拶とさせていただきます。

(降壇)

○議長（大山一郎君） それでは、ただいまから、令和7年2月香川県広域水道企業団議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、御配付のとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。

職員に朗読させます。

(職員朗読)

諸般の報告

一、企業長から、地方自治法第292条において準用する同法第149条の規定に基づく議案

8件を受理いたしました。

一、監査委員から、地方自治法第292条において準用する同法第199条及び第235条の2の規定に基づく報告5件を受理いたしました。

一、会議規則第21条の規定に基づく発議案1件を受理いたしました。

○議長（大山一郎君） 以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（大山一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において指名いたします。

松本公継君、松原壮典君、安井信之君の3名を指名いたします。

○議長（大山一郎君） 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期議会の会期は、本日一日といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大山一郎君）御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日一日と決定をいたしました。

○議長（大山一郎君）次に、日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第2条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席は、ただいま御着席の氏名標のとおり指定いたします。

鏡原慎一郎	北谷 恃邦
米田 晴彦	杉本 勝利
松本 公継	橋本 浩之
氏家 孝志	大西 智
大山 一郎	春田 敬司
十河 直	

山本 直久	豊浦 孝幸
内田 俊英	松原 壮典
東原 章	渡邊 堅次
竹森 千津	丸戸 研二

福本 耕太	河野 雅廣
安井 信之	渡辺 信枝
富田 修司	兼若 幸一
井上 弘治	鈴木 崇容

○議長（大山一郎君）次に、日程第4、議案第1号から日程第11、議案第8号までを一括議題といたします。

副企業長の提案理由等の説明を求めます。

高木副企業長。

(副企業長高木孝征君登壇)

○副企業長（高木孝征君）今定例会に提案いたしました議案及び統一料金の基本方針（案）について、御説明申し上げます。

まず、今定例会に提案いたしました議案は、予算議案4議案、予算外議案4議案の8議案でございます。

お手元御配布の「議案の概要」により御説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

まず、予算議案は、第1号議案から第4号議案までの4議案でございます。

第1号は水道事業会計の、第2号は工業用水道事業会計の令和6年度補正予算、第3号、

第4号は、それぞれ、両会計の令和7年度当初予算議案でございます。

3ページをお開き願います。

「令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算の概要」についてでございます。

まず、水道事業会計について、1の業務量につきましては、給水戸数は、ほぼ横ばい、給水人口、給水量は、前年度から微減を見込んでおります。

一方、有収水量につきましては、人口減少等に伴う使用水量の減少は見込まれるもの、例年、当初予算としては、渇水を想定した見積りを行っていたものを、令和7年度当初予算からは、平常時を想定した見積もりとしたため、結果的に、前年度当初予算とほぼ同量となる水量を見込んでおります。

4ページをお開き願います。

2の予算見積、(1)概況についてでございます。

まず、表の構成でございますが、上段が収益的収支、下段が資本的収支、左側が収入、右側が支出となっており、それぞれ、左から順に、「令和7年度当初予算」、「令和6年度2月補正後予算」、「令和6年度当初予算」、「令和6年度2月補正後予算と令和6年度当初予算の増減」、「令和7年度当初予算と令和6年度当初予算の増減」となっております。

また、「令和6年度2月補正後予算と令和6年度当初予算の増減」、「令和7年度当初予算と令和6年度当初予算の増減」については、それぞれ、下側5ページに主な増減理由を記載しておりますので、併せて、御覧いただければと思います。

はじめに、4ページの表の上段、収益的収支でございますが、左側、収入につきましては、給水収益についても、先程御説明しましたとおり、人口減少等に伴う減少は見込まれるもの、例年、当初予算としては、渇水を想定した見積りとしていたものを、令和7年度当初予算からは、平常時を想定した見積もりしたことなどから、4行目の計のとおり、令和7年度当初予算は、令和6年度当初予算と比べ、1億6,300万円増の231億800万円、令和6年度2月補正後予算は、2億5,100万円増の231億9,600万円を見込んでおります。

一方、右側、支出につきましては、漏水修繕業務の増加などによる委託料の増加や、水質悪化に伴う使用量の増加などによる薬品費の増加のほか、人事院勧告等を考慮した人件費の増加などにより、4行目の計のとおり、令和7年度当初予算は、令和6年度当初予算と比べ、11億8,900万円増の240億9,700万円、令和6年度2月補正後予算も、4億6,400万円増の233億7,200万円を見込んでおります。

こうした結果、表の中段になりますが、収益的収支の収支差引は、令和7年度当初予算で

は9億8,900万円の赤字と、企業団の当初予算としては初めての赤字予算となる見込みであり、令和6年度2月補正後予算でも1億7,600万円の赤字となる見込みでございます。

なお、水道事業会計では、税込みの場合、給水収益（料金）に係る預かり消費税の影響などにより、実態との乖離があることから、経営状況を見る場合、税抜きが用いられますが、税抜きで見た場合、収益的収支の差引の行の上段のカッコ内のとおり、令和7年度当初予算では、16億3,200万円の赤字となる見込みであり、非常に厳しい状況となっております。

次に、下段の資本的収支についてでございます。

右側、支出でございますが、建設改良費につきましては、令和7年度当初予算では、令和6年度当初予算と比べ、8,000万円増の131億8,400万円を見込んでおります。増減理由といったしましては、5ページ上段に記載のとおり、工事請負費が1億2,300万円増加、委託料が1億3,900万円増加、負担金等が1億6,600万円減少することなどによるものでございます。

一方、令和6年度2月補正後予算については、令和6年度当初予算に比べ、16億2,300万円増の147億2,700万円を見込んでおりますが、これは、今年度から水道事業が国土交通省の所管となったことにより、国の水道事業関係予算における補正予算のウエイトが高まったことによるものであり、昨年末に成立した国の総合経済対策に伴う補正として16億9,400万円の増額補正を行うものなどでございます。

内訳といったしましては、5ページ下段に記載のとおり、工事請負費が15億1,800万円、委託料が1億4,300万円増加することなどによるものでございます。

なお、財源につきましては、4ページ左側、収入のとおり、企業債や国庫補助金、市町からの出資金などを見込んでおり、表の最下段、資本的収支の不足額、令和7年度当初予算84億7,600万円、令和6年度2月補正後予算93億8,600万円につきましては、いずれも、表の下の※印のとおり、損益勘定留保資金等で補填することとしております。

6ページをお開き願います。

（2）財務についてでございます。

企業団では、香川県水道広域化基本計画において、表の下の（注）に記載のとおり、区分経理満了時に旧事業体が遵守すべき財政収支の目標値として、給水収益に対する企業債残高の比率を3.5倍以内、同じく内部留保資金の比率を0.5倍程度とすることを定めております。

毎年度末の目標値ということではございませんが、企業団全体では、令和7年度末で、企業債残高では3.09倍、内部留保資金は1.01倍となる見込みとなっております。

なお、旧事業体ごとの状況につきましては、少し飛びまして20ページをお開き願います。

20 ページでございます。

まず、20 ページ、21 ページが令和 7 年度当初予算の状況でございます。

表の中段から少し下、太線で囲っております、損益（当年度純利益）につきましては、先ほど御説明したとおり、企業団全体では、税抜きで 16 億 3,200 万円の赤字となる見込みであり、事業体ごとに見ましても全ての事業体で赤字となる見込みでございます。

また、表の一番下、指標でございますが、企業債残高につきましては、丸亀、多度津の 2 事業体が 3.5 倍を超える見込みとなっております。

内部留保資金につきましては、さぬき、東かがわ、土庄、坂出、琴平、多度津の 6 事業体が 0.5 倍を満たせない見込みとなっております。

おめくりいただきまして、22 ページ、23 ページでございます。

22 ページ、23 ページは、令和 6 年度 2 月補正後予算の状況でございます。

高松をはじめ 14 事業体が赤字の見込みとなるなど、令和 7 年度当初予算同様に厳しい状況となっております。

それでは、7 ページにお戻りください。

7 ページでございます。

3 の施設整備事業、(1) の概況についてでございます。

事業費について、欄外の（注）のとおり、「広域水道設備費」は、広域化に伴う導水管や送水管の新設などを、「経年施設更新整備事業費」は、耐用年数を踏まえた管路や施設の更新・耐震化などを、「その他建設改良事業費」は、管路支障移転や県の工事に伴う負担金などを内容としておりますが、表の中段からやや上、計のとおり、令和 7 年度当初予算では、令和 6 年度当初予算に比べ 1 億 400 万円増の 120 億 3,500 万円を見込んでおります。

また、令和 6 年度 2 月補正後予算では、先程の、国の総合経済対策に伴う補正額 16 億 9,400 万円を含めて、136 億 400 万円の事業費を見込んでおります。

なお、表右端に参考といたしまして、14 か月予算の欄を設けておりますが、令和 7 年度当初予算の額に、令和 6 年度の国の総合経済対策に伴う補正を加えた額は、合計で 137 億 2,900 万円となっており、令和 6 年度当初予算に比べ、17 億 9,800 万円の増となっております。

8 ページをお開き願います。

(2) 施行計画でございますが、令和 7 年度施行予定の主なものを記載しております。

①の広域水道設備費につきましては、小豆ロックでの肥土山浄水場更新工事や、西讃ブロックでの西讃地区広域監視システム設置工事などを、引き続き実施するとともに、高松ブ

ロックでの新岡本線送水管新設工事などの新設工事を施行することとしております。

9 ページを御覧ください。

② 経年施設更新整備事業費でございますが、11 ページにかけまして、各ブロック等で施行予定の 5,000 万円以上の工事について記載いたしております。

なお、○印を付したものは、耐震化に係る事業でございます。

11 ページをお開き願います。

③ その他建設改良事業費でございますが、管路支障移転等として、28 億 2,600 万円を計上いたしております。

また、県の工事に伴う負担金として、五名ダム再開発事業において、異常渇水時における水道用水の供給を図ることを目的に、1 万 4,000 立方メートルの新たな渇水対策容量を確保いたしましたため、企業団でも、令和 5 年度から当該事業に対する費用負担を行っております。

五名ダムの全体事業費 275 億円の 0.33%、9,000 万円余を企業団が負担することとなっており、令和 7 年度は 390 万円余を負担することとなっております。

なお、このうち 130 万円については、県費補助が受けられる見込みでございます。

12 ページをお開き願います。

令和 6 年度 2 月補正で予算措置をすることとなる、国の総合経済対策に伴って実施する工事等のうち、主なものを記載いたしております。

13 ページを御覧ください。

4、基本計画関係でございます。

東部浄水場増設等基本検討業務委託につきましては、高松・東讃地区において、香川用水を原水とした水道水供給能力の向上を図るため、東部浄水場の拡張を検討するとともに、香川用水を原水として活用できる浄水場への原水供給方策を検討するもので、施設の統廃合を進めるにあたり、円滑な水融通や、香川用水送水量の増量を行うために必要となる施設を、効果的に整備できるよう、東部浄水場の増設形態等の基本検討を行うこととしたしております。

14 ページをお開き願います。

5、債務負担行為のうち主なものでございます。

肥土山浄水場更新工事につきましては、令和 4 年度当初予算で、令和 9 年度までの債務負担行為を設定いたしておりますが、排水汚泥処理における適正な運転管理を再度検討した結果、新たに機械脱水機を導入する必要が生じたことなどから、追加の債務負担行為を設定す

るものでございます。

また、肥土山浄水場脱水機棟外建築工事につきましては、肥土山浄水場更新工事の進捗に併せて施工する、脱水機棟などの建築工事について、債務負担行為を設定するものでございます。

水道事業につきましては、以上でございます。

次に、15 ページからは工業用水道事業会計についてでございます。

1 の業務量につきましては、令和 7 年度も、令和 6 年度当初予算と同数の 42 事業所となる見込みであり、年間給水量についても、令和 6 年度当初予算とほぼ同量を見込んでおります。

16 ページをお開き願います。

2 の予算見積、(1) 概況についてでございます。

表の構成は水道事業と同様でございまして、下側 17 ページに主な増減理由を記載しておりますので、併せて、御覧いただければと思います。

表の中段、収益的収支の収支差引は、令和 7 年度当初予算では 9,700 万円の黒字、令和 6 年度 2 月補正後予算では 7,300 万円の黒字となる見込みでございます。

なお、税抜きでは、同じ行の上段カッコ内のとおり、令和 7 年度当初予算では 8,600 万円の黒字、令和 6 年度 2 月補正後予算では 6,300 万円の黒字となる見込みでございます。

また、資本的収支のうち、建設改良費につきましては、表の右側、支出の中段でございますが、令和 7 年度当初予算では、令和 6 年度当初予算と比べ、1 億 2,600 万円増の 5 億 4,700 万円を見込んでおり、令和 6 年度 2 月補正後予算では、令和 6 年度当初予算に比べ、1 億 200 万円減の 3 億 1,900 万円を見込んでおります。

なお、表の最下段、資本的収支の不足額、令和 7 年度当初予算 6 億 400 万円、令和 6 年度 2 月補正後予算 4 億 400 万円につきましては、いずれも、表の下の※印のとおり、損益勘定留保資金等で補填することといたしております。

18 ページをお開き願います。

3 の施設整備事業、(1) 概況についてでございます。

事業費は、表の中段、計のとおり、令和 7 年度当初予算では、令和 6 年度当初予算に比べ 1 億 2,700 万円増の 5 億 3,100 万円を、令和 6 年度 2 月補正後予算では、1 億 200 万円減の 3 億 200 万円を見込んでおります。

続きまして(2) 施行計画でございますが、令和 7 年度の主なものとして、①経年施設更新整備事業費につきましては、綾川浄水場排水処理脱水機械設備工事や、綾川浄水場排水処理

電気設備工事を予定いたしております。

予算議案につきましては、以上でございます。

引き続き、予算外議案について御説明をさせていただきます。

少し飛びまして、26 ページをお開き願います。

26 ページでございます。

まず、第 5 号議案、「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例議案」でございます。

「刑法等の一部を改正する法律」の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されること等に伴い、関係条例について、規定中「懲役」又は「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

施行期日は、令和 7 年 6 月 1 日といたしております。

次に第 6 号議案、「香川県広域水道企業団特別職の職員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例等の一部を改正する条例議案」でございます。

公務のために旅行する企業長等に支給する旅費について、経済社会情勢の変化に対応するとともに、より旅行の実態に即したものとするため、関係条例の規定を改めるものでございます。

施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日といたしております。

次に 27 ページを御覧ください。

第 7 号議案、「香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例議案」でございます。

「特別職の職員の給与に関する法律」の一部が改正されたこと等を考慮し、企業長が指定する副企業長の受ける期末手当の支給割合の改定を行うものでございます。

施行期日は、令和 6 年 12 月に支給する期末手当に係る改正は規則で定める日から施行のうえ、同年 12 月 1 日から適用することとし、令和 7 年度以降に支給する期末手当に係る改正は令和 7 年 4 月 1 日といたしております。

28 ページをお開き願います。

第 8 号議案、「香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例及び香川県広域水道企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例議案」についてでございます。

国及び他の地方公共団体の職員との均衡を考慮して、一般職の職員の給与の種類及び基準

について、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、「単身赴任手当について、採用に伴い支給要件を満たした職員を支給対象に加えること」、「小学校就学の始期から小学校3年生までの子を養育するための子育て部分休暇の導入に伴い所要の改正を行うこと」などでございます。

施行期日は、令和7年4月1日といたしております。

予算外議案につきましては、以上でございます。

次に、「統一料金の基本方針（案）について」、御説明を申し上げます。

資料の1、「統一料金の基本方針（案）について」を御覧ください。

A4のカラー刷り1枚紙でございます。

資料1でございます。

企業団では、令和10年度からの水道料金統一に向け、昨年度設置した、有識者で構成される「香川県広域水道企業団水道事業等審議会」において、「統一料金のあり方」について検討を進めており、今年度は、統一料金の基本方針（案）を策定することといたしております。

統一料金の基本方針（案）につきましては、昨年10月の企業団議会において、資料1にありますとおり、①の基本料金と従量料金のあり方から、⑩の福祉減免制度のあり方まで、水道料金の料金体系を決定する上で必要と考えられる10項目を定めることといたしまして、そのうち、①から⑤までの基本的な5項目については、審議会において決定した方針（案）を。

また、⑥から⑩までの慎重に検討する必要がある5項目については、今後審議会で議論していただく企業団としての考え方を整理し、各市町長の御意見を伺っている旨を、御説明させていただいたところでございます。

このうち、⑦の共同住宅（連用給水装置）についてでございます。

各市町長の御意見を踏まえ、審議会の会長、副会長と意見交換を行う中で、矢印の上側に赤書きしております「『基本料金の算定対象を、企業団が設置している親メーターの口径とする』という企業団の考え方も一定の合理性は認められるものの、全国的に同様の考え方をとっている事業体はほとんどなく、広域化のリーディングケースとして注目されている企業団の料金体系としては、矢印下側の全国的に採用されている『基本料金の算定対象を、各戸のみなし子メーターとし、各戸ごとに算定した基本料金の合計額とする方式』、これを基本に議論すべきだろう」ということになりました。

このため、審議会で議論する企業団としての考え方を改めることとしたものでございます。

なお、次回の審議会は3月に開催を予定しており、審議会の議論の状況につきましては、

隨時、御報告をさせていただきます。

以上が、統一料金の基本方針（案）についてでございます。

議員の皆様方におかれましては、企業団の業務運営に、引き続きの御理解、御協力をよろしくお願い申し上げまして、説明を終わります。

（降壇）

○議長（大山一郎君） 以上で、提案理由等の説明を終わります。

次に、日程第12、議案第1号から議案第8号までを議題とし、議案に関する質疑並びに日程第13、企業団の一般事務に関する質問を行います。

通告のありました春田敬司君の発言を許可いたします。

春田敬司君。

（春田敬司君登壇）

○春田敬司君 議長のお許しを得ましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

令和7年度当初予算編成において、赤字決算となる大変厳しい経営状況であることが示されています。

このような中で、使用料の統一化に向け料金改定などによる収支の適正化も議論が重ねられておりますが、物価高騰に苦しむ県民の暮らしを鑑みるときに、歳出面の削減・適正化がより優先して取り組むべき事項だと考えます。

企業団業務の見直し、DX（デジタルトランスフォーメーション）は言うまでもなく、工事や業務を支え担っていただいている事業者の育成・支援により生産性の向上が図られることが重要だと考えます。

今、地域の建設事業者を取り巻く環境は、働き方改革や扱い手の確保、更に賃上げへの対応など、取り組まなければならない事項が多く、生産性の向上のためのデジタル化・DXへの対応など、大変厳しいものとなっています。

そのため、事業者の育成・支援について今取り組むべき事項として、3項目にわたり提案を添え伺います。

1項目は、情報共有システムの活用の更なる推進です。

日本では低い生産性を高めることが急務であり、このため地域の建設業者もデジタル化を推し進めようとしていますが、AI化や大型機械の導入はなかなか困難で、依然として労働力に頼るところが大きく、間接部門や人のマネジメントのデジタル化・効率化が重要となっ

ています。

国や県・市の補助事業を活用し、様々なデジタル化を図るなど、取組みをしておりますが、せっかくデジタル化をしても、企業団への申請書や報告書などは、データを送信するのではなく、未だ印刷した資料を提出するよう求められるものが多いと側聞しています。

企業団では令和5年4月以降の発注工事において、LGWAN対応の情報共有システムの利用を開始しています。

システムの利用の手引きも示している訳ですから、このシステムの利用促進を図り、ペーパレス化の徹底は勿論、DXを推進する必要があると考えます。

2項目は、設計変更に伴う事業者負担を軽減することです。

見えない地中での工事であることから、当初設計書通りの施工となることは稀で、施工の進捗に併せ埋蔵物をかわすなど、設計変更を行い工事が行われております。

問題は、材料の発注が当初設計に基づき行われるため、設計変更に伴う材料の返品・変更が起きてしまう事です。

返品される材料費は全額戻ってくることはなく、この事で発生するコスト増が事業者の収益を引き下げる要因となっています。

昨今、材料費の高騰が著しく、特に規模の小さな工事においてその影響度は大きいものとなっています。

これでは、従業員の賃上げを行うにも、その原資が損なわれています。

そこで規模の小さい工事において事業者負担を軽減できるよう対策が急務だと考えます。

3項目は、総合評価落札方式の精査・更新です。

本県では、いわゆる「安かろう悪かろう」を排し、価格と品質の両面で優れた工事であると同時に、環境や省資源の配慮、維持管理費の削減といった多様なニーズを満たした工事が求められることから、総合評価落札方式が採用されています。

緊急性の高いもの、あるいは小規模な工事など、その内容に照らして総合評価方式を適用する必要がないと認められる工事を除き、原則として全ての工事において適用されています。

平成30年度、令和元年度の2年間は、本部及び旧府中事務所は県の制度、その他の事務所は各市町の制度に準拠し運用していましたが、令和2年度には、本部及び旧府中事務所で適用していた県の制度を基本として、企業団全体で統一されています。

工事規模により評価の視点や評価項目、評価ウェイト配分を設けるなど、詳細な基準を設け、優れた工事が決定されるよう取り組まれて参りました。

2023年に示された国土交通省の直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドラインでも、公共工事の品質確保に加え、建設業の働き方改革、担い手確保等を目的として、多様な試行が重ねられ、その検証は5年ごとを基本としつつ、社会情勢や試行実施件数等を考慮して計画的に実施するとされています。

この総合評価落札方式は、入札業者数の増加が落札率を引き下げることが示されており、適正な競争が行われれば、落札率が低下することで費用対効果の改善につながることが、様々な検証・研究結果から結論づけられています。

よって、新規参入者の育成・支援を行うことが、持続可能な水道行政においても重要なとります。

しかし、本県の制度では、特に大規模な工事において、新規参入への壁が高く、総合評価落札方式の目的が果たされていないのではと考えます。

確かに、大規模な工事の場合においては、本当にその工事を実行できるのか、施工能力が重視されることは充分に理解できます。

しかし、評価項目として、過去5年度間及び今年度に完成した同業種工事の施工実績や工事成績評定での配点設計、受注能力などへの評価のウェイトが大きいために、新規事業者への参入が困難となっているのではないでしょうか。

この課題解決のためのアイデアとして、評価項目の多様化とウェイト調整を行う事や、新規企業が持つ潜在能力を評価し、初回の入札において特別な支援枠を設けることなどが挙げられますが、国土交通省による現行の総合評価の方式の効果と課題に関するアンケート結果においても、評価項目や評価ウェイトなどの基準設定とその説明が困難であることが課題とされています。

このため具体的なデータ収集と分析を通じて、より公平かつ透明性のある評価基準を作成することが求められています。

具体的には、過去の発注業務に関するデータを収集し、そのデータを定量的に、分析することが重要です。

評価基準が最終的な成果にどの程度影響を与えているのか「相関分析」を行う事や、価格・納期・技術などの要素が最終的な評価結果にどのように寄与しているか「回帰分析」を行うこと、また、異なる評価基準がプロジェクトの結果に与える影響を比較し、特定の基準が有意にプロジェクトの成果に影響を与えているかを確認する「分散分析」を用いることが重要なとになります。

この他に、評価委員のフィードバックや、過去のプロジェクトでの成功例・失敗例を基に定性的な分析を行う事や、他の自治体や同様の施設で採用されている評価基準を調査し、比較することも重要です。

また更に、改善した評価基準を導入する前に、モデリングやシミュレーションを行うことで、異なるシナリオにおける評価結果の予測ができます。

これにより、新しい評価基準が実際にどのように影響を与えるかを事前に確認することも必要です。

そして、改善案を実行に移した後は、定期的にフィードバックを収集し、基準の運用結果を評価することが重要です。

これにより、基準をさらに改良していくことが可能となります。

国においては 2022 年度から新しい入札優遇制度が導入されています。

総合評価落札方式の入札に参加する企業が賃上げを行う場合に「技術評点」を 5～10% 程度加点するというので、企業に積極的な賃上げを促すのが狙いです。

要件となる賃上げの上げ幅は、大企業で全従業員の平均給与の 3 %以上、中小企業で給与総額の 1.5%以上です。

要件を満たした場合は加算点が「5 %」の加点となるものだそうです。

これらのように、新たな多様な社会ニーズに対応した総合評価落札方式となるよう、制度の精査・更新を重ねることが求められるのではないでしょうか。

新たな技術への挑戦を積極的に行う地域の企業を育成・支援することが、引いては新たなイノベーションをもたらし、適正な競争が促進されることで、トータルコストの削減をもたらし、県民のライフラインである命の水を安全に・安価に提供することが持続できるのではないかでしょうか。

そこで、事業者の育成・支援について

1. 情報共有システム活用の更なる推進の考え方
2. 設計変更に伴う事業者負担を軽減する考え方
3. 総合評価落札方式を精査・更新する考え方

をお示しください。

以上で質問を終わります。

(降壇)

○議長（大山一郎君） 理事者の答弁を求めます。

池田企業長。

（企業長池田豊人君登壇）

○企業長（池田豊人君） 春田議員の御質問にお答えいたします。

事業者の育成・支援についての御質問がございました。

まず、情報共有システムの利用の更なる推進についてでございますが、システムを利用する受注者から、今御指摘がありましたような意見が出ていることは認識をしております。

企業団では、職員に対しまして、機会あるごとに、システムの利用はもちろんのこと、業務のデジタル化、DX（デジタルトランスフォーメーション）の必要性などにつきまして、周知・啓発に努めているところであります。引き続きDX化を進めてまいります。

一方で、受注者側においても、必ずしも十分に利用されていない実態もありますので、令和7年度より、情報共有システムを利用した事業者について、工事成績評定において加点する取組みを開始することにしており、こうした取組みを通じて、利用を推進してまいりたいと考えております。

次に、設計時に想定した地下埋設物の位置などが、実際の位置と異なることなどの理由で生じる、今御指摘のありました設計変更に伴う事業者の負担についてでございますけれども、この件については、まずは、事業者において、工事着手前に現地精査を十分行ったうえで、資材を調達して、施工を行っていただくことが基本であると考えており、この旨を改めて、周知徹底を図ってまいります。

また、このような設計変更の発生のリスクを減ずるために、今年度から、「調査・設計」と「工事施工」をまとめて発注する小規模簡易デザインビルドの方式を試行的に取り組んでいるところでございます。

最後に、総合評価落札方式の精査・更新についてでございますけれども、総合評価制度は、公共工事の品質確保のために重要な制度であり、企業団においては、社会情勢の変化などにより生じた課題などに対しまして、毎年、学識経験者の意見を伺った上で、必要に応じ、制度の見直しを図りながら、運用をしているところであります。引き続き、適切な運用を進めてまいります。

特に今御指摘のありました新規事業者の参入が、より可能となる措置につきましては、国や他の都道府県において、受注企業の固定化防止や新規参入の促進を目的としました、施工実績などの評価のウェイトを少なくするチャレンジ型の評価方法が試行されていることを承

知しております。

まずは、企業団においても、これらの事例の情報収集を行いながら、検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、事業者の育成・支援は、将来にわたって安全で安心な水道水を安定的に供給していく上で重要な取組みの一つであり、企業団といたしましては、国などの取組みを参考にしながら、事業者の御意見も伺って、今後もしっかりとこの点について取り組んでまいりたいと考えております。

(降壇)

○議長（大山一郎君）質疑・質問を続行いたします。

通告のありました福本耕太君の発言を許可いたします。

福本耕太君。

(福本耕太君登壇)

○福本耕太君 それでは早速、質問のほうに入らせていただきます。

1点目は、水道耐震化についてであります。

国が公表した上下水道施設の耐震化状況の緊急点検結果によると、香川県は重要施設である上下水道の耐震化率が0%。

全国最低水準にあります。

能登半島地震では、長期にわたる断水が続き、住民生活に多大なる影響が出ていることから水道耐震化への住民の要望は日増しに高まっています。

国は、令和10年までに基幹管路の耐震化適合率60%を目標値にしていますが、本県の広域化基本計画では、令和9年度で、目標値36.3%に届かない現状にあり、今後の対応が問われています。

適合率と耐震管率の違いはあれども、いずれにせよ、企業団の目標値は全国平均に比べても低いのが実態です。

そこで以下、大きく3点について質問をいたします。

1点目は、耐震化の進め方についてです。

企業団は今後、「県内11の重要給水施設の管路の耐震化を優先して進める」としていますが、県内市町間の耐震化率の格差にどう対応するつもりでしょうか。

次に、能登半島地震を踏まえて、課題になっている「取水施設～配水池の基幹施設の耐震

化」や「代替・多重性の確保」をどうのようく考えているのか答弁を求める。

2つ目は、「水道施設の統廃合（縮小）と災害時の水源確保を同時に実現する」という企業団の次期水道施設整備計画案について、この相反する2つの課題をどのように実現していくのか。

具体的な説明を求める。

3つ目は、今後の進め方についての要望になります。

全県、一水道の広域化を図るメリットとして説明されてきた内容が、現状は予定通りに進んでいない実態も踏まえて、県民の皆さんに自分の町の水道耐震化がどうなっているのか、今後どのように進める計画があるのかが分かるように、工夫をそれぞれブロックごとに行つていただきたいと思います。

合わせて、耐震化を進めるために必要な費用すべてを、水道料金に転嫁することは到底現実的ではありません。

国の支援の必要性を、企業団として国に強く求めていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

次に、料金統一に関する住民への周知について問います。

2028年度の統一料金スタートを前に、各市町の住民は、自分の料金がどれだけ上がるのか、又は下がるのかに高い関心が集まっています。

企業団の説明によると、2017年企業団発足時は、家庭用1月20m³で28年度からは2,900円程度（現高松市の料金は同じ量で2,700円）と見込んでいました。

しかし、現時点では2,900円は実現困難（=値上げ必要）な見通しとなっているとのことです。

現在発表されているスケジュールでは、2026年度に料金制度を決定し、27年度に利用者へ周知となっていますが、制度が決まってからの周知では、住民の納得は得られにくいと考えます。

案ができあがっていく過程からの説明が必要です。

事業等審議会の資料などが数ヶ月遅れでホームページに掲載されていますが、一般の住民はホームページまでは、ほとんど見ないうえ、年2回の「水まち通信」は、短い記事が載っていても、情報量が少なすぎます。

発行回数を増やすか、ページ数を増やすなど、水道事業の継続の上で、何にどれだけのお金が要るのか、その為にどれだけの収入が必要なのか、値上げを押さえるためにどのような

方策がとれるのか、住民の疑問に答える内容で分かり易く説明をしていただきたいと考えます。

それが住民合意を得る必要条件です。

審議会でも委員から「（見直しの中で）一般ユーザーにも料金（変更）について理解を得る取り組みをしてほしい。」「新しい情報発信の方法を活用しながら、県民に周知をしてほしい。」という意見が出ています。

制度が決まる前に、案作成の各段階から「水まち通信」などを使って、広く住民へ状況を報告することを提案したいと考えますがいかがでしょうか。

企業団のお考えを伺います。

関連して、各ブロックの意見交換会では、料金統一について、様々な質問・意見が出ており、それについてのブロックからの回答も一部ございます。

また、料金統一に限らず、県民にとって有意義な質疑応答もあります。

「水まち通信」では、一度意見交換会の特集を掲載していますが、意見交換会の開催毎に、その主な質疑応答・意見を「水まち通信」に載せてはどうかと考えますが、企業団の考えをお伺いいたします。

(降壇)

○議長（大山一郎君） 理事者の答弁を求めます。

池田企業長。

(企業長池田豊人君登壇)

○企業長（池田豊人君） 福本議員の御質問にお答えいたします。

まず、水道の耐震化についての御質問がございました。

最初に、耐震化の進め方についてでございますけれども、企業団では、県下全域を俯瞰をしつつ、必要な耐震化が進むように留意をして進めていく方針でございます。

一方で、令和9年度までは、旧事業体ごとの区分経理を行っており、旧事業体ごとに、それぞれの財政状況を踏まえて、耐震化に取り組んでいることがありますので、耐震化率に一定の格差を生じることは、やむを得ないものと考えております。

また、議員が御指摘されました、取水施設から配水池までの、いわゆる急所施設の耐震化につきましては、管路の耐震化とあわせて整備を進めていくことにしております。

代替性・多重性の確保につきましても、施設の更新や耐震化の優先順位を考える中で、検

討していくこととしておるところであります。

次に、次期施設整備計画における水道施設の統廃合と災害時の水源確保についての考え方でございますけれども、次期計画の中では、耐震性がある浄水場への統合整備を行うこと、そして、水源から浄水場への管路についても耐震化することで、統廃合がなされた場合も、地震など災害時のリスクについて軽減を図ることができるよう検討を進めてまいります。

最後に、県民の皆様への説明につきましては、次期施設整備計画は、令和10年度から統一する水道料金の算定の基礎になるものであることから、整備の必要性や進め方について、十分に理解をしていただくことが重要であると考えております。

今後、御指摘の点も踏まえまして、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

また、国に対する要望についても、県と連携を図りながら、機会を捉えて、国による支援の充実・強化などを求めているところであります、引き続き、より強く働きかけてまいりたいと思います。

昨年1月に発生した能登半島地震を契機に、水道のインフラとしての脆弱性がクローズアップされまして、国において様々な取り組みが進められる中、企業団としても、水道施設の耐震化が喫緊の課題であるということについて強く認識をしており、今後とも、構成団体の御理解、御協力をいただきながら、鋭意、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、料金統一に関する住民への周知についての御質問がございました。

企業団では、令和10年度から水道料金統一に向けて、昨年度から、有識者からなる「香川県広域水道企業団水道事業等審議会」におきまして、議論を開始したところであります、審議会の資料や会議録につきましては、会議後、速やかに企業団ホームページに掲載するとともに、年2回発行している企業団広報紙「かがわ水まち通信」でも概要をお知らせしているところでございますけれども、現状においては、議員御指摘がありましたような課題があることは十分認識しております。

このため、まず、ホームページについては、トップページに料金統一コーナーを設けまして、料金統一に関する情報に簡単にアクセスできるようにするとともに、問い合わせフォームを設けて、利用者の疑問に答えるなど、理解を深めていただけるよう工夫してまいります。

一方、広報紙につきましては、現状では掲載できる情報に限りがありますことから、今後、発行回数を増やす方向で調整を進めており、内容を詳しくお伝えできるようにすることで、利用者に分かりやすい情報発信に努めてまいります。

また、地区別意見交換会の質疑や意見を共有することは、利用者の関心や理解を深める上

で有益であると考えております。

御提案がありました広報紙への掲載についても、今後、広報紙の発行回数を増やす中で、対応してまいりたいと考えております。

水道は日々の生活や経済活動に欠かすことができないものであり、また、今回の料金改定は、これまでの旧事業体が行ってきた料金改定に比べまして、内容が大きく異なるものであることから、企業団としても、検討の早い段階から利用者への周知が必要であると考えております、手段については限られることもありますけれども、できるだけ多くの機会を用いて、積極的な情報提供に努めて、行ってまいりたいと考えております。

(降壇)

○議長（大山一郎君） 理事者の答弁は終わりました。

以上で、通告による質疑・質問は、終わりました。

お諮りいたします。

これをもって、質疑・質問を終局いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大山一郎君） これをもって、質疑・質問を終局いたします。

○議長（大山一郎君） 日程第4、議案第1号から日程第11、議案第8号までに対する討論は、通告がありませんので、これより、議案の採決に入ります。

まず、議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の御起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（大山一郎君） 起立全員、よって本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（大山一郎君） 次に、議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の御起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（大山一郎君） 起立全員、よって本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（大山一郎君） 次に、議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の御起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大山一郎君） 起立全員、よって本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（大山一郎君） 次に、議案第4号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の御起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大山一郎君） 起立全員、よって本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（大山一郎君） 次に、議案第5号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の御起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大山一郎君） 起立全員、よって本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（大山一郎君） 次に、議案第6号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の御起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大山一郎君） 起立全員、よって本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（大山一郎君） 次に、議案第7号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の御起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大山一郎君） 起立全員、よって本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ました。

○議長（大山一郎君） 次に、議案第8号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の御起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大山一郎君） 起立全員、よって本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（大山一郎君） 次に、日程第14、発議案第1号、香川県広域水道企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例議案を議題といたします。

本発議案の提出者及び案文は配布のとおりであります。

○議長（大山一郎君） お諮りいたします。

本発議案については、提出者の説明を省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（異議なし）

御異議なしと認め、そのように決定をいたします。

○議長（大山一郎君） 本発議案については、討論の通告がありませんので、直ちに起立により採決をいたします。

発議案第1号を、原案のとおり可決することに賛成の諸君の御起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大山一郎君） 起立全員、よって本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（大山一郎君） 以上で、全日程を終了いたしましたので、議事を閉じます。

御起立願います。

御一礼願います。

（互礼）

○議長（大山一郎君） 御着席ください。

これをもって、今期議会を閉会いたします。

お疲れ様でございました。

午前 11 時 3 分閉議・閉会

會議錄署名議員

議長 大山 一郎

議員 松本 公継

議員 松原 壯典

議員 安井 信之

